

## 第15回津地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成22年7月5日（月）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

伊藤久美子委員、太田とよ委員、河北浩峰委員、倉田謙文委員、合田篤子委員、長井理委員、西澤博委員、林道春委員、村田健二委員、渡部圭委員  
(五十音順)

#### 【事務担当者】

荻野刑事首席書記官、田中民事首席書記官、梶本事務局長、村田事務局次長、白井津検察審査会事務局長、鈴木総務課長、小林総務課課長補佐

### 4 議事

- (1) 開会あいさつ（津地裁 林道春所長）、委員紹介、林道春委員の委員長選任、村田健二委員の委員長代理指名
- (2) 刑事部、民事部、事務局の各担当者からの基調説明（取り扱う事件の種類、担当職務、職員構成、当該部等からの情報発信等）及び検察審査会の概要DV  
D視聴
- (3) 津地裁庁舎内施設見学
- (4) 意見交換(テーマ「身近な裁判所～もっと裁判所を知っていただくために～」)  
の要旨

#### 【○委員、●裁判所】

- 裁判所からの情報発信のツールとして、もっと裁判所のホームページを利  
用・活用してはどうか。

- 裁判所に対する国民のニーズを把握するため、裁判所の利用者からアンケートを探ることも一方策ではないか。
- 利用者全般ではなく、利用された手続を絞った上でアンケートを実施することは、ニーズの把握として有意義なケースも十分あると考えられる。
- 裁判員制度の広報で親しみやすくなったとはいいうものの、一般の方からしてみれば、裁判所というところはまだまだ縁のないところであり、できれば、敷居を跨ぎたくないという人が多いと思われる。一般的には、紛争やトラブルに巻き込まれた人が、助けを求めて、裁判所を利用するのではないか。一部の行政機関では、専門家に相談できない経済的弱者、高齢者等のために、ホットラインを設定して電話相談を実施している。裁判所も以上のような点から対応を考えてみてはどうか。
- 裁判所でも手続教示の説明は、窓口でも電話でも対応させていただいている。ただし、公平・公正な判断機関である裁判所は、相談時点において結論的な回答はできないという限界がある。どうしても結論的な回答を求められる方に対しては、例えば「法テラス」の利用を説明したりしている。
- 「身近な裁判所～もっと裁判所を知っていただくために～」という観点からは、法意識の向上、すなわち子供時代からの法教育が大切だと思う。県等の教育委員会に対し、もっと裁判所のPRを行ってはどうか。
- 裁判所から教育委員会に対し、特にPR活動は行っていないが、ホームページに見学等の申込み方法等を掲載している。小、中、高校からの法廷見学、説明会等の依頼が相当数あり、できる限り対応させていただいている状況である。

- (5) 次回意見交換のテーマ  
「被害者参加制度について」

- (6) 次回期日

平成23年1月24日（月）午後1時30分から午後3時30分